

健康

「問診票」は提出されましたか？

～県民健康管理調査の基本調査～

東京電力福島第一原子力発電所事故から1年になります。

福島県では将来にわたる県民の健康を守るため、昨年、全県民に基本調査「問診票」を郵送しました。問診票の回答率は、1月末現在で20%程度にとどまっています。

この調査は、震災後の行動記録から皆さんの受けた被ばく量を推計するもので、今後、県が実施する健康診査や健康管理の基礎資料となるものです。

町民の皆さんへは昨年の9月に問診票が送付されました。まだ返送していない方は、今後の健康管理のため、行動記録などを記入の上返送してください。

☎放射線医学県民健康管理センター
☎024-549-5130

暮らし

高速道路の本復旧工事を再開します

NEXCO東日本では、次のとおり東日本大震災で被災した高速道路の本復旧工事を再開します。

■期間

3月12日⑩～12月

■規制

昼夜連続車線規制(⊕⑩)、連休は工事休止)

■区間

被災した東北道などの関東以北の高速道路

※詳しくは「ドラぷら」[<http://www.driveplaza.com/>]で検索してください。

規制区間では渋滞が予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

☎NEXCO東日本お客さまセンター
☎0570-024-024

産業

森林(立木)を伐採するときには届出が必要です

市町村森林整備計画の対象となっている森林(小野町全域)の立木を伐採するときは、面積にかかわらず、30日から90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村に提出することが義務付けられています。

また伐採した森林において1haを超えた開発(土や石を掘り起こしたり、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発行為)をする場合、林地開発許可制度に基づき、知事の許可が必要となります。

詳しくはお問い合わせください。

☎農林振興課 ☎72-6935
☎県中農林事務所林業課
☎024-935-1370

産業

24年産稲の作付けが可能となりました！

国から、平成24年2月28日に「24年産稲の作付に関する方針」が示され、当町においては、県による米の放射性物質緊急調査により、100ベクレル/kg以下となったため、当町全域で作付けが可能となりました。

農家の皆さんは、例年のおり作付けの準備を行いましょう。

☎農林振興課 ☎72-6935



労働

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

福島県産業別最低賃金(5業種)が平成23年12月15日から平成24年1月19日の間にそれぞれ改正されました。

同日以降は、最低賃金法の規定により、改正後の最低賃金額未満で労働者を雇用してはならず、同額未満の賃金で雇用契約を締結した場合には、その契約は無効となります。

産業別最低賃金一覧表

	最低賃金件名	最低賃金額 (1時間当たり)	効力発生效年月日
	福島県最低賃金 (下記の5業種を除く全産業)	658円	平成23年11月2日
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	770円	平成24年1月19日
	電内部品・デバイス・電子回路、電気機器器具、情報通信機械器具製造業	724円	平成24年1月19日
	輸送用機械器具製造業	758円	平成23年12月16日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	757円	平成23年12月18日
	自動車小売業	754円	平成23年12月15日

※実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②1カ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
 - ⑥精皆手当、通勤手当および家族手当
- ※産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくはお問い合わせください。

☎福島労働局賃金室 ☎024-536-4604